

新卒訪問看護師育成支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（4月16日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始 ※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内、または4月20日）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払

支払は、精算払とします。(額の確定の後)

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部健康医療局・医療政策課
鳥取県鳥取市東町1-220
0857 - 26 - 7190 iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp